埼玉県移住就業支援マッチングシステム掲載求人募集実施要領

（趣旨）

第１条　この要領は、埼玉県移住就業支援マッチングシステム（以下「マッチングシステム」という。）に掲載する求人募集の実施に関して必要な事項を定める。

（求人掲載要件）

第２条　マッチングシステムに求人掲載できる法人は、次の各号に掲げる要件全てに該当するものとする。

（１）本店所在地が次の①から④のいずれかにあること。

①埼玉県内対象地域（秩父市、飯能市、本庄市、ときがわ町、横瀬町、皆野町、長瀞町、小鹿野町、東秩父村、神川町）

②東京圏（埼玉県、東京都、千葉県、神奈川県）以外の地域

③埼玉県以外の東京圏内の条件不利地域

④東京圏のうち条件不利地域以外の地域（但し、埼玉県内対象地域を勤務地とする勤務地限定型社員を採用する場合に限る）

（２）官公庁等（第三セクターのうち、出資金が 10 億円未満の法人又は地方公共団体から補助を受けている法人を除く。）でないこと。

（３）雇用保険の適用事業主であること。

（４）資本金 10 億円以上の営利を目的とする私企業（資本金概ね 50 億円未満の法人であって、地域経済構造の特殊性等から資本金要件のみの判断では合理性を欠くなど、個別に判断することが必要な場合であって、当該企業の所在する市町村長の推薦に基づき知事が必要と認める法人を除く。）でないこと。

（５）みなし大企業でないこと（ただし、上記（４）の法人がいわゆる親会社である場合はみなし大企業としない）。

（６）風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律に定める風俗営業者でないこと。

（７）暴力団等の反社会的勢力又は反社会的勢力と関係を有する法人でないこと。

２　マッチングシステムに掲載する求人は、次の各号に掲げる要件全てに該当するものとする。

（１）勤務地が埼玉県内対象地域に所在する求人であること。

（２）公共職業安定所（ハローワーク）において公開されている求人であること。

（３）週 20 時間以上の無期雇用の求人であること。

（４）公序良俗に反しないこと。その他、不適切と判断されるような求人でないこと。

（求人の掲載申込、決定及び通知）

第３条　マッチングシステムへの求人掲載を希望する者は、「埼玉県移住就業支援マッチングシステムに係る求人掲載企業認定申請書（様式第１号）」に必要事項を記載のうえ、県に申し込むものとする。

２　県は、求人掲載申請について適当と認めたときは、登録を決定し、「埼玉県移住就業支援マッチングシステムに係る求人掲載企業認定通知書（様式第２号）」により、当該申込者に通知するものとする。

３　前項の規定により県から求人掲載の承認を受け、マッチングシステムに求人掲載を希望する者は、県が指定する運営事業者（以下「運営事業者」という。）あてに求人情報を提出するものとする。求人情報の作成・提出の方法は運営事業者が指定するものとする。

４　県は、前項の規定により求人情報が提出されたときは、運営事業者にこれを審査させ、掲載を適当と認めたときは当該求人情報をマッチングシステムに掲載するものとする。

（移住支援金対象法人の推薦）
第４条　市町村は、第２条第１項第４号の規定による推薦を行う場合は、「移住支援金対象法人に係る推薦書（様式第３号）」を作成し、県に提出するものとする。
２　県は、前項の推薦内容について適当と認めたときは、「移住支援金対象法人に係る推薦承認通知書（様式第４号）」により、市町村に通知するものとする。
３　前項の規定により承認された企業は、第３条第１項の規定による申込を行うことができるものとする。

（求人掲載要件の審査）
第５条　県は、必要に応じて、申込者に対し、求人掲載要件の審査を行うための調査の実施や書類の提出を求めることができる。 申込者は、これに応じるものとする。

（求人情報の登録、内容の変更等）
第６条　申込者は、求人情報の掲載を希望する場合は、マッチングシステムに自ら登録するものとする。
２　申込者は、マッチングシステムに掲載している求人情報の内容に変更があったときは、速やかに変更（終了を含む）を行うものとする。

（求人掲載の取りやめ）
第７条　県は、次の各号のいずれかに該当する場合、求人掲載を取りやめることができる。
（１）求人内容に虚偽のあることが判明した場合又は法令違反の恐れ等がある場合
（２）求人情報を掲載した法人が労働基準関係法令に重大悪質な違反をした場合
（３）その他、サイトへの掲載が不適当であると知事が認める場合

（協力）
第８条　申込者は、県及び市町村から求めがあった場合は、本サイトを通じたマッチング実績の報告や、移住支援金申請に必要な資料の提供等について協力するものとする。

（その他）
第９条　この要領に定めるもののほか、必要な事項は別に定める。

附則　この要領は、令和元年７月２９日から施行する。
附則　この要領は、令和２年３月　９日から施行する。
附則　この要領は、令和２年７月２７日から施行する。
附則　この要領は、令和３年４月　１日から施行する。
附則　この要領は、令和５年４月　１日から施行する。